

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C72-「秋の全国交通安全運動」の取組みについて市HPでの周知が必要。	毎年の「秋の全国交通安全運動」が令和7年9月21日(日)から9月30日(火)まで実施されます。また9月30日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。 1) 標題について、他市(西宮市、尼崎市、豊中市、池田市、摂津市、茨木市、高槻市)ではHPで周知がされており、吹田市に於いても安全施策の取組について周知が必要と思います。 ・全国台での取り組みの紹介。大阪府では“二輪車の交通事故防止”が重点取組です。またチラシには、令和8年4月1日より、道路交通法が改正され、自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が適用されます…の記載があり、周知が必要。 ⇒添付画像。C72-秋の全国交通安全運動。高槻市のHP。9月18日 2) 吹田市の自転車走行の現状については、令和6年11月1日から道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に新たに罰則が強化され、11か月が経とうとしていますが、画像のように車道の自転車通行帯(青色の矢羽根マーク)が整備されていますが、歩道を多くの自転車が逆方向の走行。来年4月からの(青切符)が適用されますが、後6か月間での定着は困難と思われます。 ⇒添付画像。C72-秋の全国交通安全運動。吹田市の自転車走行の現状(9月撮影) ⇒添付画像。C72-秋の全国交通安全運動。吹田市の自転車-信号無視 ・吹田市と吹田警察署でどのような協議をされて、どのような活動をされているのかが分かりませんが、ご苦労さまです。 3) 後藤市長様が、6月25日に「交通事故をなくす運動」の総会に出席をされていますが、どのような会議体なのでしょう。吹田市・行政の会議体なのか、民間主体の会議体なのか?。また総会での議決事項など教えて下さい。検索をしてもヒットしませんでした。 ※人事室、危機管理室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1) 吹田市ホームページ内、総務交通室のページにおいて周知、公開の準備をしたところ、ページ公開手順に手違いがあったため、実施期間以前に公開できませんでした。実施期間初日を過ぎましたが、公開手順を確認し、9月24日(水)より公開いたしました。 2) 令和8年4月1日から、自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度(いわゆる「青切符」制度)を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」が施行されるにあたり、大阪府、大阪府警察本部より府内各自治体へ、府民への周知、広報啓発活動への取り組みに関する説明会が実施されます。大阪府、大阪府警察本部の方針を確認したうえで、法律施行までの期間は、市民への周知、啓発に努めてまいります。 3) 「交通事故をなくす運動」吹田市推進協議会は、行政機関(吹田市、吹田市議会、吹田市教育委員会、吹田警察署ほか)、交通事業者の駅・営業所(JR西日本吹田駅、阪急電鉄淡路駅、阪急バス吹田営業所ほか)、各種団体(吹田交通安全自動車協会、吹田商工会議所、地区連合自治会ほか)が構成団体となっています。 活動内容は、吹田市における「交通事故をなくす運動」の企画並びに連絡調整をはかり、この運動の市民全般への効果的浸透を推進し、市民生活をおびやかす交通事故の絶滅を期することを目的とするものです。 6月25日開催の総会での議決事項は以下の報告、提案の承認です。 ・令和6年度 事業報告 ・令和6年度 会計報告 ・令和7年度 事業計画(案) ・令和7年度 予算案 ・役員の改選	総務交通室	R7.9.22	R7.9.30
C55-市HPに掲出の「第11回吹田市地域公共交通協議会」のタイトルに提言。	標題について、8月18日の新着情報に掲載されましたが、このタイトルでは、開催案内なのか、開催結果なのかが分かりません。 ⇒添付画像。C55。交通協議会。新着情報。8/18 1) タイトルに“開催結果”または、“議事要旨”を付記されれば、分かり易かった。 2) サイトを開くと、3月19日に開催済みであり、議事要旨は添付がされていますが、約5か月が経過。遅いように思えます。 ⇒添付画像。C55。交通協議会。サイト。8/18。開催は3月19日に ※広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1) タイトルについて…ご指摘の通り、現在のタイトルでは更新内容が不明瞭であるため、今後タイトルに留意して更新して参ります。 2) 議事要旨の公開時期について…議事要旨は、「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の考え方について」(平成12年3月8日制定、平成29年4月7日改正)に定められております時期を目途に、令和7年4月17日に既に更新手続きを終えております。更新日が8月18日となっておりますのは、資料の誤字につきまして8月18日に一部訂正したからでございます。	総務交通室	R7.9.8	R7.9.22

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C60-市HPに 掲出の「第12 回吹田市地域 公共交通協議 会」のタイトル に提言。	標題について、9月3日の新着情報に掲載されましたが、このタイトルでは、開催案内なのか、開催結果なのか分かりません。 ⇒添付画像。C60。第12回吹田市地域公共交通協議会。新着情報。9/3 1)サイトを開くと、8月26日に開催済みであり、タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。C60。第12回吹田市地域公共交通協議会。サイト。8/26開催済み 2)議事要旨の添付が無く、市HPへの掲出の目的が分かりません。議事要旨の報告をお願いいたします。 ※広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)タイトルについて・・・ご指摘のとおり、現在のタイトルでは更新内容が不明瞭であるため、「第12回吹田市地域公共交通協議会」ではなく「第12回吹田市地域公共交通協会を開催致しました」等の文言へ今後、変更して参ります。 2)議事要旨に関して・・・「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の考え方について」(平成12年3月8日制定、平成29年4月7日改正)において定められております時期を目途に公開予定でございます。	総務交通室	R7.9.10	R7.9.22
C57-「山の谷 川添いで樹木 が背丈の高さ。 通学路で危険」 速やかに伐採 要	山の谷川添いの道路で、山手小学校の少し北で樹木が背丈の高さまで繁茂が2か所。カーブ地点でもあり、見通しが悪く車が見えません。 メイン通学路の一つでもあり危険。速やかに伐採要。 ⇒添付画像。C57-山の谷川添い。樹木茂り危険-1 ⇒添付画像。C57-山の谷川添い。樹木茂り危険-2 ・被害者にならないためにも、加害者にならないためにも、皆が早く気づいて欲しいです。 ※山手小学校、人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。議員の方、市職員の方もこの前を通られる事から、早くに気づいて欲しかったです。 ※写真については、公表しておりません。	9月17日に樹木の撤去処理が完了しました。 ご要望ありがとうございました。	道路室	R7.9.8	R7.9.18
C59-「しろや ま公園のトイレ の屋根上に設 置の太陽光パ ネルの方向が 変！」	しろやま公園のトイレの屋根上に設置の太陽光パネルは3基設置されていますが、真ん中のパネルの方角が両端のものと異なります。 ⇒添付画像。C59-公園トイレの太陽光パネルの角度が変。 ・人為的なものか、それとも取り付け金具の異常なのか、台風時期でもあり、速やかに調査されたし。 ・真ん中のパネルの方角が、R5年11月時とR7年8月時で更に変化しています。 [追伸] :R5年11月時には、少年3人が屋根上に上がって遊んでいました。 ・何らかの不具合があり、改修をされたのなら改修後の画像を、回答時に添付願います。 ※写真については、公表しておりません。	この度は、岸部新町しろやま公園の太陽光パネルにつきまして、ご通報いただきありがとうございました。 現地確認し、トイレの上に設置されている太陽光パネル3基のうち、方向が変わっていた真ん中のパネルの向きを修正いたしました。写真を添付させていただきます。 引き続き、吹田市の安全安心に努めてまいりたいと思いますので、お気づきの点がございましたらご連絡いただきますようお願い申し上げます。 ※写真については、公表しておりません。	公園みどり 室	R7.9.9	R7.9.18

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C53-市HPに 掲出の「工事情 報を更新しまし た。」のタイトル に疑問。	表題について、8月5日の新着情報に掲出されましたが、“工事情報”…って、道路・水道・下水・公園・建築(市庁舎、公共施設屋内・外)、緊急度など、いろいろな場面があります。市HPに掲出された部署は、誰に(市民・事業者・入札業者)、何を伝えようと思われたのでしょうか？。 ⇒添付画像。C53-工事情報を更新の新着情報8/5。8月24日時点の位置 1)下水道部は、タイトルには、具体性を持たせて、対象者に分かりやすくされる事が必要と思います。 ⇒添付画像。C53-工事情報を更新のサイト情報8/5 2)市HPに掲出されるに際して、上席者の決済を受けられましたか？。 3)添付画像は、8月24日の新着情報の最下段に近い位置です。約20日間このタイトルで市HPに掲出されたままで、修正がされていません。後藤市長様、市議会議員の皆様、各部局長、市職員の方々は、吹田市のHPを見ておられないのでしょうか？。見ておられたら下水道部に情報提供されている筈。⇒吹田市の業務運営に対して市民の信頼度が低下が懸念。 ※広報課、人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	下水道部においては、市民の皆様は管路保全室が実施している工事の名称、場所、工期及び担当部署をお知らせするために、ホームページに掲載しています。 本年度においては8月5日に更新し、工事発注にあわせて工事情報を追加掲載しているところです。 御指摘いただきました8月5日に掲載した工事情報は、公開承認者の決裁を受けたものですが、新着情報のタイトルは「工事情報を更新しました。」となっており、何の工事なのか分からないものになっていました。御不便をおかけし、申し訳ございません。 なお、8月15日以降に更新した工事情報につきましては、新着情報のタイトルを「下水道管路等の工事情報を更新しました。」に改めまして更新しているところです。 今回いただきました御意見を真摯に受け止め、より分かりやすく市民の皆様にとって使いやすいホームページを目指してまいります。	管路保全室	R7.9.5	R7.9.12
自転車置き場 について	JR吹田岸辺駅の一般自転車置き場が少なすぎて停めることが出来ませんでした。午前9時に行くと停める所がなく駐輪場の人に聞いても「ありません」としか言われず途方に迷いました。電車に乗ることも出来ませんでした。 どこに停めれば良いですか？駐輪場を増やして下さい。	JR岸辺駅周辺について、主に自転車駐車場整備センターが運営しております自転車駐車場は午前9時ごろには、満車となっております。 現在、新しく自転車駐車場を設置できる土地を探しているところではありますが、見つかっていない状況です。 JR岸辺駅北側については、ビエラ岸辺の線路側にあります民間運営の一時置場のご利用や公共交通機関のご利用をご検討くださいますようよろしくお願いいたします。	総務交通室	R7.9.8	R7.9.10

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
山田駅東公園 ペットの排泄物 放置について の要望	拝啓 平素より市政の運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。 さて、山田駅東公園において週に数回、同じ場所、かなり邪魔な場所にペットの排泄物が放置されている状況が見受けられます。特定の利用者によるものと思われませんが、現状では口頭での注意や掲示のみでは改善が見込めない状況です。 地域住民の衛生環境や公園の利用環境を守るため、下記のような具体的な対策を早急にご検討いただきたくお願い申し上げます。 ○放置防止のための罰則や厳格なルールの設定と明示 ○公園内での注意喚起看板の設置・更新 ○必要に応じた防犯カメラの設置による抑止効果の活用 子どもや多くの市民が安心して利用できる公園環境を維持するため、ぜひともご対応をお願い申し上げます。 何卒よろしくお願い申し上げます。 敬具	ペットの排泄物の放置につきましては、関係部署との連携を図ってまいります。また、当該公園での状況確認も行いましたので注意喚起の看板設置を進めてまいります。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R7.8.25	R7.9.4
吹田駅一時駐輪場について	吹田駅東口の一時駐輪場の数が少なすぎます。平日ですと遅くとも9時ごろには満車となり、1日満車が続きます。改善いただきたいです。	JR吹田駅周辺について、新しく自転車駐車場を設置できる土地を探しているところではありますが、見つかっていない状況です。 今まで、自転車を利用をされなかった方等が利用されるようになり、利用台数が増加しておりますので、 徒歩圏内の方には利用を控えていただく等のご協力を呼び掛けております。 今後も引続き、自転車駐車場用地の確保に向け努力してまいります。 お手数ではございますが、満車の場合には、メロード地下や駅南側の自転車駐車場をご利用頂きますようよろしくお願いいたします。	総務交通室	R7.8.26	R7.9.4

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C47。「いずみの園公園」の樹木の枝が道路に飛び出して危険。伐採要す。	メイシアター前の「いずみの園公園」の樹木の枝が、道路・片側車線の中程まで飛び出して自転車走行の方は、顔に当たります。避けようとして急に右へ(車道中央へ)寄った時に後方から車が来た時には、人身事故の恐れあり。危険です。 ⇒添付画像。C47-いずみの園公園。樹木の枝飛び出し。 ・この道路は、毎日、朝夕に多くの市職員の自転車での通勤路です。加えて市駐輪場の前です。 1)樹木の枝がこのようになるまで、市の職員の方々は、関係先に誰も情報提供をされないのでしょうか？。市職員関係者に市所管設備の異常発見時のルールは、ありますか？。また周知はされているのでしょうか？。 2)吹田市は、メイシアターでの会議、セミナーなどのイベント開催時には、市庁舎から出向かれます。この時、駐輪場前から公園への横断歩道を渡る時には、車の有無の左右確認をされる時に、樹木の枝の飛び出しに気づいておられる筈。 3)「いずみの園公園」の管理者は、メイシアターですか？。それとも公園みどり室ですか？。 ※危機管理室および人事室そして、市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)2)について この度は、いずみの園公園の樹木のはみ出しにつきまして、ご通報いただきありがとうございました。現地確認し、支障となる枝の剪定を実施しました。 公園樹木を含め施設の巡回を実施しておりますが、市内に500箇所以上ある公園や遊園、緑地など現状把握が行き届いていないところもございます。市職員で異常を発見した際は、庁内関係機関で情報共有に努めておりますが、市民の方々からの情報提供が最も多く、とても感謝している次第であります。 引き続き、吹田市の安全安心に努めてまいりたいと思いますので、お気づきの点がございましたらご連絡いただきますようお願い申し上げます。 3)について いずみの園公園は土木部公園みどり室で管理しております。	公園みどり室	R7.8.28	R7.9.3
C45。「阪急電車高架橋脚前の自動車の衝突防止のための反射板が雑草により機能せず」。	南千里駅北の「済生会千里病院」前の交差点内の阪急電車高架、橋脚前に自動車の衝突防止のための反射板がありますが、手前の草が伸びて、反射板を遮り機能していません。⇒除草が必要。 ⇒添付画像。C45-南千里、阪急電鉄の橋脚前の反射板。植物が遮蔽 ※吹田市の道路管理庁舎の近くです。毎日のように業務での自動車で通行しておられるのなら、気づいてほしい事象です。 ⇒回答時に、除草後の画像を添付願います。 ※危機管理室および教育委員会に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	C45。「阪急電車高架橋脚前の自動車の衝突防止のための反射板が雑草により機能せず」。について、支障木を8月28日に撤去いたしました。 作業後写真も添付しています。 ご要望ありがとうございました。 ※写真については、公表しておりません。	道路室	R7.8.27	R7.8.28
手すり設置の御願い	千里南公園の北東側の階段上に5種類の運動器具が設置されていますが、階段が変形丸石の為、7段の階段でも老人には大変に危ない階段です。丸石につまずいて転倒された話も聞きます。 そこで、転倒防止の為、階段に手すりの設置をよろしく願います。	市内の公園においては、バリアフリー上必要な階段やスロープに優先して手すりを設置しております。 ご要望いただいた千里南公園の健康遊具ゾーンについては、幅広い世代での利用者も多く、立地など周辺の状況から判断し、階段への手すり設置について前向きに検討させていただきます。	公園みどり室	R7.8.4	R7.8.15

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
歩道にはみ出ている木について	佐井寺南が丘公園の北側、〇〇と〇〇の間に位置するマンション(〇〇)敷地内の樹木が歩道へ大きく張り出し、通行が困難な状況となっています。 交差点に面していて、なおかつ自転車利用者も多いため、信号待ちの自転車と張り出した枝葉が重なり、歩行者が通れなくなることが度々あります。特に枝がかなり低い位置まで垂れ下がっており、小さな子どもの目に触れる可能性もあり危険に感じています。 市の管理外かと存じますが、当該マンションの管理会社等へ剪定の指導をしていただけませんか。	現地確認し、既に当該の樹木は剪定されていました。	道路室	R7.8.1	R7.8.6
〇〇の前の路上駐車について	〇〇の前を通りかかる際、店舗利用客と思われる車両による路上駐車が頻繁に見受けられます。 同店は交差点に面しており、入口の前の路上駐車は「交差点から5メートル以内は駐停車禁止」とされている道路交通法に反している可能性がある状況です。 また、この道路は下り坂となっており、通行車両にとって大変危険な状態だと感じています。 店舗への指導や現地での見回り、警察との情報共有等をしていただけないでしょうか。	ご指摘の〇〇前道路の路上駐車につきましては、道路交通規制を所管する吹田警察署に情報提供を行い、また当店舗に対しても改善策を講じるよう求めてまいります。 この度は貴重なご意見をいただきまことにありがとうございました。	総務交通室	R7.8.1	R7.8.5